

岩手県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主要地方道以外の県道

新旧の別	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
旧	130	大釜停車場線	大釜停車場		平成9年岩手県告示第67号
			岩手郡滝沢村大釜		
新	130	大釜停車場線	大釜停車場		
			滝沢市大釜竹鼻		
旧	223	盛岡滝沢線	盛岡市		平成6年岩手県告示第680号
			岩手郡滝沢村大字鶉飼		
新	223	盛岡滝沢線	盛岡市		
			滝沢市鶉飼八人打		
旧	278	鶉飼滝沢線	岩手郡滝沢村大字鶉飼		平成6年岩手県告示第709号
			岩手郡滝沢村大字滝沢		
新	278	鶉飼安達巣子線	滝沢市鶉飼安達		
			滝沢市巣子		

2 変更年月日 平成26年1月1日

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び盛岡広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。